

# 徳島心疾患地域連携ネットワーク 会則

## 第1条（名称）

本会は、「徳島心疾患地域連携ネットワーク」と呼称する。

## 第2条（事務局）

本会は事務局を徳島大学病院循環器内科内に置く。

## 第3条（目的）

本会は、地域連携クリニカルパスを通して急性心筋梗塞及び心不全における治療・医療体制に係る医療の質の向上と学術的交流を図ることを目的とする。

## 第4条（活動）

本会は第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 地域連携パスの更新/作成と普及
2. デジタル利活用による地域連携の促進
3. その他本会の目的に必要な活動

## 第5条（執行委員、運営委員）

本会に執行委員及び運営委員を若干名置く。

## 第6条（会則の変更）

本会則は執行委員会の承認を経て随時変更することができる。

## 【付則】

- 1) 本会則は令和4年5月11日から施行する。